

広島県告示第千五十八号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項第二号の規定によつて、第二種漁港吉和漁港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和五年十二月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和五年八月三十一日

吉和漁港漁港管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 第二種漁港吉和漁港放置等禁止区域

吉和地区

1 区域の範囲

基点一から基点八までの各点を順次結んだ線、基点八から基点九を水際線で結んだ線、基点九から基点一〇を結んだ線、基点一〇から基点一一を水際線で結んだ線、基点一一から基点一五までの各点を順次結んだ線及び基点一五から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市吉和西元町の国土地理院四等三角点「元之洲」（北緯三四度二三分五九秒八〇八〇、東経一三三度〇九分五一秒八一六八、標高九三・八六メートル）

基点一 基準点から一二八度五三分〇九秒の方向六四二・三四メートルの点

基点二 基点一から一七六度三〇分三四秒の方向七〇・〇二メートルの点

基点三 基点二から二五五度一〇分二六秒の方向一三三・九三メートルの点

基点四 基点三から二六三度一二分四三秒の方向三七五・二七メートルの点

基点五 基点四から三三九度五五分一〇秒の方向九五・〇五メートルの点

基点六 基点五から七二度〇五分二四秒の方向三二・八七メートルの点

基点七 基点六から六七度一〇分〇一秒の方向七・七九メートルの点

基点八 基点七から二一度五五分四九秒の方向六・二四メートルの点

基点九 基準点から一四二度五一分一〇秒の方向三八二・六三メートルの点

基点一〇 基点九から一四五度五〇分二九秒の方向一五・三一メートルの点

基点一一 基準点から一五三度四五分四八秒の方向五四五・三二メートルの点

基点一二 基点一一から一四度四一分四二秒の方向六三・三四メートルの点

基点一三 基点一二から二八五度〇二分二六秒の方向七・七〇メートルの点

基点一四 基点一三から一一度三三分一四秒の方向七六・三五メートルの点

基点一五 基点一四から一三八度五八分五六秒の方向七・一八メートルの点

二 第二種漁港吉和漁港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物